



平成 18 年 5 月 29 日

各 位

埼玉県川口市飯塚一丁目 18 番 8 号  
株式会社 アドミラルシステム  
代表取締役会長兼社長 丸山 治昭  
(コード番号: 2351 東証マザーズ)  
問合せ先 常務取締役 青木 邦哲  
(Tel:048-259-5111)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 29 日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 24 日に開催を予定しております第 23 期定時株主総会に、下記のとおり、定款一部変更の件について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の理由

- (1)平成 18 年 5 月 1 日に会社法（平成 17 年法律第 86 号）及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（同第 87 号）が施行されたことに伴い、現行定款の一部変更をお諮りするものであります。
- (2)現在における当社の企業実態に合わせるため、現行定款第 28 条に定める監査役の定員を 3 名以内から 4 名以内に変更するものであります。
- (3)当社は資本金が 5 億円以上になりましたため、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」の適用を受けることになりましたので、会計監査人に関する規定を新設し、所要の変更を行うとともに、併せて条数を繰り下げるものであります。
- (4)上記各変更に伴い、条数の調整を行うとともに、全般にわたって、会社法の条文に合わせた字句の修正、表現の変更や構成の整理等を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程（予定）

- |                     |                       |
|---------------------|-----------------------|
| (1) 定款変更のための株主総会開催日 | 平成 18 年 6 月 24 日（土曜日） |
| (2) 定款変更の効力発生日      | 平成 18 年 6 月 24 日（土曜日） |

以 上

別紙

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 (省略)</p> <p>【目的】</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. コンピューターのプログラムの開発、製作、販売ならびに輸出入</li> <li>2. 電子機器の開発、製作、販売ならびに輸出入</li> <li>3. 通信機器の開発、製作、販売ならびに輸出入</li> <li>4. コンピューター周辺関連装置の開発、設計、製作、販売</li> <li>5. コンピューター利用の訓練教育、講習会の実施及び教材の企画製作</li> <li>6. インターネットのアクセスサービス業</li> <li>7. 不動産の保有、賃貸、管理及び運用</li> <li>8. インターネットを利用した情報通信システムの企画、開発、設計、管理運営に関する業務</li> <li>9. インターネットを利用した情報の収集、管理、処理、提供の各サービスならびにコンサルティングに関する業務</li> <li>10. インターネットを利用した通信販売業務ならびに通信販売の仲介・情報提供業務</li> <li>11. 広告宣伝に関する業務、イベントの企画、実施</li> <li>12. 情報通信ならびにインターネット関連事業への投資ならびにこれら企業の合併、提携、営業権および有価証券の譲渡に関するコンサルティング、仲介、斡旋に関する業務</li> <li>13. 経営コンサルタント業務</li> <li>14. 企業における従業員の人事・労務・福利厚生・教育研修業務に関するコンサルティング</li> <li>15. 労働者派遣事業</li> <li>16. 人材育成のための教育事業ならびにカウンセリング</li> <li>17. 携帯情報端末向けソフトウェアの企画および製作</li> </ol>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>【目的】</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. コンピューターのプログラムの開発、製作、販売ならびに輸出入</li> <li>2. 電子機器の開発、製作、販売ならびに輸出入</li> <li>3. 通信機器の開発、製作、販売ならびに輸出入</li> <li>4. コンピューター周辺関連装置の開発、設計、製作、販売</li> <li>5. コンピューター利用の訓練教育、講習会の実施及び教材の企画製作</li> <li>6. インターネットのアクセスサービス業</li> <li>7. 不動産の保有、賃貸、管理及び運用</li> <li>8. インターネットを利用した情報通信システムの企画、開発、設計、管理運営に関する業務</li> <li>9. インターネットを利用した情報の収集、管理、処理、提供の各サービスならびにコンサルティングに関する業務</li> <li>10. インターネットを利用した通信販売業務ならびに通信販売の仲介・情報提供業務</li> <li>11. 広告宣伝に関する業務、イベントの企画、実施</li> <li>12. 情報通信ならびにインターネット関連事業への投資ならびにこれら企業の合併、提携、営業権<u>及び</u>有価証券の譲渡に関するコンサルティング、仲介、斡旋に関する業務</li> <li>13. 経営コンサルタント業務</li> <li>14. 企業における従業員の人事・労務・福利厚生・教育研修業務に関するコンサルティング</li> <li>15. 労働者派遣事業</li> <li>16. 人材育成のための教育事業ならびにカウンセリング</li> <li>17. 携帯情報端末向けソフトウェアの企画<u>及び</u>製作</li> </ol>

現行定款	変更案
<p>18. 集金の代行業務</p> <p>19. 前記各号に附帯する一切の業務</p> <p>第3条～第4条（省略）</p> <p>第2章 株式</p> <p>【発行する株式の総数】</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、264,000株とする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p>【自己株式の取得】</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>【名義書換代理人】</p> <p>第7条 当社は<u>株式及び端株につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>2. <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p>3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）<u>及び端株原簿並びに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券の交付、株券喪失登録、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理及び端株の買取りその他株式及び端株に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>【株式取扱規程】</p> <p>第8条 当社の株券の種類、<u>株式の名義書換、株券の交付、株券喪失登録、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理及び端株の買取りその他株式及び端株に関する請求、届出の手續並びに手数料は、取締役会の定める株式取扱規程によるものとする。</u></p>	<p>18. 集金の代行業務</p> <p>19. 前記各号に附帯する一切の業務</p> <p>第3条～第4条（現行どおり）</p> <p>第2章 株式</p> <p>【発行可能株式総数】</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、264,000株とする。</p> <p>【株券の発行】</p> <p>第6条 <u>当社の株式については、株券を発行する。</u></p> <p>【自己株式の取得】</p> <p>第7条 当社は、<u>取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>【株主名簿管理人】</p> <p>第8条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2. <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。</u></p> <p>3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）<u>株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式ならびに新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>【株式取扱規程】</p> <p>第9条 当社の株券の種類ならびに<u>株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規程によるものとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>【基準日】</p> <p>第9条 当社の定時株主総会において株主の権利を行使すべき株主は、<u>毎決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>とする。</p> <p>2. 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して<u>基準日</u>を定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>【招集時期】</p> <p>第10条 当社の定時株主総会は、<u>毎決算期の翌日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。</u></p> <p>第11条 (省略)</p> <p>【招集権者及び議長】</p> <p>第12条 株主総会は、<u>社長が招集し、議長となる。</u></p> <p>2. 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が<u>これに代わる。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p>	<p>【基準日】</p> <p>第10条 当社の定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主(<u>実質株主を含む。以下同じ。)</u>)は、<u>毎事業年度の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主とする。</u></p> <p>2. 前項にかかわらず、必要があるときは、取締役会の決議によって、<u>あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする</u>ことができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>【招集時期】</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、<u>毎事業年度終了後3カ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。</u></p> <p>第12条 (現行どおり)</p> <p>【招集権者及び議長】</p> <p>第13条 株主総会は、<u>法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議によって、社長が招集する。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</u></p> <p>2. 株主総会においては、<u>社長が議長となる。</u>社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が議長となる。</p> <p>【株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供】</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>【決議の方法】</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。</p> <p>2. 商法第343条の規定によるべき決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する。</p> <p>【議決権の代理行使】</p> <p>第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面又は電磁的記録を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p> <p>【議事録】</p> <p>第15条 株主総会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果を記載又は記録し、議長並びに出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p> <p>2. 株主総会の議事録は、その原本を決議の日から10年間本店に備え置き、その謄本を5年間支店に備え置く。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 ＜新設＞</p> <p>第16条 （省略）</p> <p>【取締役の選任方法】</p> <p>第17条 当会社の取締役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の議決によって選任する。</p> <p>2. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p>	<p>【決議の方法】</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>【議決権の代理行使】</p> <p>第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面又は電磁的記録を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p> <p>【議事録】</p> <p>第17条 株主総会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項を、議事録に記載又は記録する。</p> <p>2. 株主総会の議事録は、その原本を決議の日から10年間本店に備え置き、その写しを5年間支店に備え置く。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>【取締役会の設置】</p> <p>第18条 当社は取締役会を置く。</p> <p>第19条 （現行どおり）</p> <p>【取締役の選任方法】</p> <p>第20条 当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>2. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p> <p>【取締役の任期】</p> <p>第 1 8 条 取締役の任期は、<u>就任後 2 年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の<u>終決</u>の時までとする。</p> <p>2 . 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。</p> <p>【取締役会の招集権者及び議長】</p> <p>第 1 9 条 取締役会は、社長が招集し、その議長となる。</p> <p>2 . 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が<u>これに代わる</u>。</p> <p>第 2 0 条 （省略）</p> <p>【役付取締役】</p> <p>第 2 1 条 当社は、取締役会の決議を<u>もって</u>、取締役の中から、社長 1 名を<u>選任</u>し、必要に応じて会長 1 名、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を<u>選任</u>することができる。</p> <p>【代表取締役】</p> <p>第 2 2 条 社長は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。</p> <p>2 . 取締役会の決議を<u>もって</u>、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を<u>定め</u>ることができる。</p> <p>【取締役会の決議】</p> <p>第 2 3 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数を<u>もって</u><u>これを行う</u>。</p>	<p>【<u>取締役の解任</u>】</p> <p>第 2 1 条 <u>取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</u></p> <p>【取締役の任期】</p> <p>第 2 2 条 取締役の任期は、<u>選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の<u>終結</u>の時までとする。</p> <p>2 . 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。</p> <p>【取締役会の招集権者及び議長】</p> <p>第 2 3 条 取締役会は、<u>法令に別段の定めある場合を除き</u>社長が招集し、その議長となる。</p> <p>2 . 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が<u>招集し、議長となる</u>。</p> <p>第 2 4 条 （現行どおり）</p> <p>【役付取締役】</p> <p>第 2 5 条 当社は、取締役会の決議<u>によって</u>、取締役の中から、社長 1 名を<u>選定</u>し、必要に応じて会長 1 名、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を<u>選定</u>することができる。</p> <p>【代表取締役】</p> <p>第 2 6 条 社長は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。</p> <p>2 . 取締役会の決議を<u>もって</u>、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を<u>選定</u>することができる。</p> <p>【取締役会の決議】</p> <p>第 2 7 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数を<u>もって</u><u>行う</u>。</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p> <p>【取締役会の議事録】</p> <p>第24条 取締役会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果を記載又は記録し、議長並びに出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p> <p>2. 取締役会の議事録は、10年間本店に備え置く。</p> <p>第25条 (省略)</p> <p>【報酬】</p> <p>第26条 取締役の報酬は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>【取締役の責任免除】</p> <p>第27条 当社は、<u>商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、<u>商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間に、同条第1項第5号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	<p>【<u>取締役会の決議の省略</u>】</p> <p>第28条 <u>当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>【取締役会の議事録】</p> <p>第29条 取締役会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果ならびに<u>その他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</u></p> <p>2. 取締役会の議事録は、10年間本店に備え置く。</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>【<u>取締役の報酬等</u>】</p> <p>第31条 <u>取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>【<u>取締役の責任免除</u>】</p> <p>第32条 当社は、<u>取締役会の決議によって、取締役(取締役であったものを含む。)の会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は社外取締役との間で、<u>会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会 &lt;新 設&gt;</p> <p>【監査役の員数】 第28条 当社の監査役は、<u>3</u>名以内とする。</p> <p>【監査役の選任方法】 第29条 当社の監査役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によって選任する。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> <p>【監査役の任期】 第30条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. <u>補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>【常勤監査役】 第31条 監査役はその互選により常勤監査役を<u>1名以上置かなければならない。</u></p> <p>第32条 (省略)</p> <p>【監査役会の決議方法】 第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって<u>これを行う。</u></p> <p>【監査役会の議事録】 第34条 監査役会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果を記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p>	<p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会 <u>【監査役及び監査役会の設置】</u></p> <p>第33条 <u>当社は監査役及び監査役会を置く。</u></p> <p>【監査役の員数】 第34条 当社の監査役は、<u>4</u>名以内とする。</p> <p>【監査役の選任方法】 第35条 当社の監査役は、株主総会において<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議</u>によって選任する。</p> <p><u>【監査役の解任】</u> 第36条 <u>監査役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>【監査役の任期】 第37条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>【常勤の監査役】 第38条 監査役会は、<u>監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>第39条 (現行どおり)</p> <p>【監査役会の決議方法】 第40条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>【監査役会の議事録】 第41条 監査役会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果ならびに<u>その他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</u></p>



現行定款	変更案
<p>第35条 (省略)</p> <p>【報酬】</p> <p>第36条 監査役の報酬は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p>【監査役の責任免除】</p> <p>第37条 当社は、<u>商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p>	<p>第42条 (現行どおり)</p> <p>【監査役の報酬等】</p> <p>第43条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>【監査役の責任免除】</p> <p>第44条 当社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であったものを含む。)の<u>会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は社外監査役との間で、<u>会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>【会計監査人の設置】</p> <p>第45条 当社は会計監査人を置く。</p> <p>【会計監査人の選任】</p> <p>第46条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>【会計監査人の任期】</p> <p>第47条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p> <p>【会計監査人の報酬等】</p> <p>第48条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="440 320 552 344" style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p> <p data-bbox="384 712 608 739" style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p data-bbox="217 754 464 781">【<u>営業年度及び決算期</u>】</p> <p data-bbox="209 797 783 913">第38条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、各営業年度の末日を<u>決算期</u>とする。</p> <p data-bbox="217 929 344 956">【<u>利益配当</u>】</p> <p data-bbox="209 972 783 1131">第39条 <u>利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び毎決算期の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対して支払う。</u></p> <p data-bbox="217 1191 344 1218">【<u>中間配当</u>】</p> <p data-bbox="209 1234 783 1480">第40条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び毎年9月30日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対して、<u>中間配当を行うことができる。</u></p> <p data-bbox="217 1496 344 1523">【<u>除斥期間</u>】</p> <p data-bbox="209 1538 783 1697">第41条 <u>利益配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</u></p> <p data-bbox="440 1713 552 1740" style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p>	<p data-bbox="815 320 1094 347">【<u>会計監査人の責任免除</u>】</p> <p data-bbox="807 362 1382 698">第49条 <u>当社は会計監査人との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u></p> <p data-bbox="986 714 1209 741" style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p data-bbox="815 757 943 784">【<u>事業年度</u>】</p> <p data-bbox="807 799 1382 869">第50条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p data-bbox="815 929 967 956">【<u>期末配当金</u>】</p> <p data-bbox="807 972 1382 1176">第51条 <u>当社は株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「<u>期末配当金</u>」という。）を支払う。</u></p> <p data-bbox="815 1191 967 1218">【<u>中間配当金</u>】</p> <p data-bbox="807 1234 1382 1480">第52条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、<u>会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「<u>中間配当金</u>」という。）をすることができる。</u></p> <p data-bbox="815 1496 1110 1523">【<u>期末配当金等の除斥期間</u>】</p> <p data-bbox="807 1538 1382 1697">第53条 <u>期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</u></p> <p data-bbox="831 1713 1382 1783">2. <u>未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。</u></p>